

災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川電気軌道株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、または発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）における災害時要援護者の避難輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に災害時要援護者を避難所に迅速に避難させる必要がある場合、その他甲が特に協力を必要とする場合において、甲が乙に対して行うバス輸送の協力を要請するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、緊急対策を実施する上で乙の協力を必要と認めるときは、乙に対して、別に定める「協力要請書」（様式第1）に次に掲げる事項を明示して、要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要する理由
- （2）協力を必要とする期間
- （3）協力を必要とするバスの台数
- （4）協力を必要とする活動場所
- （5）協力の活動内容
- （6）その他参考となる事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの業務の協力要請に対し、可能な限り、甲に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の業務を遂行したときは、当該業務の遂行後速やかに、別に定める「業務完了報告書」（様式第2）に次に掲げる事項を明示して報告するものとする。ただし、特別の事情により文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）協力車両の自動車登録番号
- （2）従事者名
- （3）協力年月日
- （4）活動場所
- （5）走行距離
- （6）その他必要な事項

（費用の負担及び支払い）

第5条 この協定に基づき、乙が協力に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うためによした人件費及び燃料費とし、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定める。

3 乙は災害が終息した時点で、甲に対し請求書により経費の支払いを請求するものとし、
甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。ただし、経費の支払い
に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(事故等)

第6条 乙の供給したバスが故障その他の理由により運行の継続が困難な場合は、乙は速
やかに当該バスを交換のうえ、引き続き供給協力を行うものとする。

2 乙はバスの運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告す
るものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、バスの運行に際し、乙の責に帰する理由によりバスの使用者及び第三者に
損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に掲げる避難輸送を円滑に実施するため、乙は「災害等緊急時の連絡先
届出書」(様式第3)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生
じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議
のうえ定めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつ
て協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を
保有する。

平成24年2月2日

旭川市
甲 旭川市長 西川 将人



乙 旭川市3条通18丁目左3号

旭川電気軌道株式会社

代表取締役社長 大竹 泰文

